

患者さんへ

初診時選定療養費について

国の政策の改定により、当院は500床以上の地域医療支援病院として、保険医療機関相互間の機能分担及び業務連携の更なる推進のため、他の医療機関からの紹介状をお持ちでない初診患者さんには、健康保険の初診料と別にいただいている初診時選定療養費の金額を、今後 **5,400円（税込み）**に改定させていただきます。
(厚労省の通達により変更になる場合があります。)

他の医療機関を受診されている場合、**必ず紹介状**をお持ちいただきますようお願い申し上げます。

初診時選定療養費が発生する場合

- ・当院に初めて来院された方。
- ・当院を受診されたことがあっても、久しぶりに受診された方。
- ・一時的な病気やケガ(例:風邪、切り傷など)が治癒した後に受診される方。
- ・医師から指示があった時期に適切に受診をされなかった方。

初診時選定療養費が発生しない場合

- ・他の保険医療機関などからの**紹介状をお持ちいただいた方**。
- ・特定の疾病または障害などにより各種公費負担制度の受給対象となられている方。(子ども医療、母子医療は対象外)
- ・生活保護法による医療費扶助の対象となられている方。

など

ご不明な点は医事課まで



中京病院